

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和5年度 (令和6年度変更) (令和7年度変更)
計画主体	群馬県伊勢崎市

伊勢崎市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名	伊勢崎市 農政部 農政課
所在地	伊勢崎市今泉町二丁目410番地
電話番号	0270-27-2757
FAX番号	0270-21-5730
メールアドレス	nousei@city.iseseaki.lg.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ニホンジカ、イノシシ、アライグマ、ハクビシン、タヌキ、キツネ、カラス、スズメ
計画期間	令和6年度～令和8年度
対象地域	群馬県伊勢崎市

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和4年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
ニホンジカ	目撃情報のみ	
イノシシ	今後、農業被害の発生が懸念される。	
アライグマ	トウモロコシ ジャガイモ	5a、105千円
ハクビシン	トウモロコシ	4a、75千円
タヌキ	トウモロコシ	1a、21千円
キツネ	トウモロコシ	不明
カラス	ブドウ	不明
スズメ	水稻、麦	22a、214千円

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

(2) 被害の傾向

ニホンジカ	農作物被害の報告はないが、利根川、広瀬川の河川敷での目撃情報が増加傾向にある。
イノシシ	
アライグマ	市内全域で出没が確認され、トウモロコシ、ジャガイモ等の食害が報告されている。また、住宅地における糞尿、家屋侵入等の被害も報告されている。
ハクビシン	市内全域で出没が確認され、トウモロコシ等の食害が報告されている。また、住宅地における糞尿、家屋侵入等の被害も報告されている。
タヌキ	市内全域で出没が確認され、トウモロコシ等の食害が報告されている。
キツネ	市内南西部で出没が確認され、被害量は不明だが、トウモロコシ等の食害がある。
カラス	市内全域で生息が確認され、被害量は不明だが、ブ

	ドウ等の食害がある。また、糞害やゴミステーションのゴミを散乱させられるなどの被害がある。
スズメ	市内あずま地区において水稻や麦の被害が報告されている。

- (注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。
 2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和4年度）	目標値（令和8年度）
ニホンジカ		
イノシシ		
アライグマ	5a、105千円	3.5a、74千円
ハクビシン	4a、75千円	2.8a、53千円
タヌキ	1a、21千円	被害なし
キツネ		
カラス		
スズメ	22a、214千円	15.4a、150千円

- (注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。
 2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・佐波伊勢崎猟友会（捕獲隊）への捕獲業務委託を行い、実績に応じ捕獲奨励金を助成。 捕獲鳥獣は市内リサイクルセンターにて埋却処分。 ・捕獲等機材（箱わな、くくりわな、センサーカメラ、電気止め刺し器）の導入。 	<ul style="list-style-type: none"> ・アライグマ等の小型獣の出没が増加しており、箱わな等の機材の更なる充実が求められている。また、空き家へ棲息するケースが増加傾向にあり、空き家担当部局との綿密な連携が求められている。 ・高齢等を理由に猟友会を脱退する隊員が増えており、捕獲の新規担い手の呼び込みや育成が求められている。
防護柵の設置等に関する取組	取組なし	特に有害鳥獣の出没が多く見られる地区における、防護柵・防鳥ネットの設置の可否、必要性、効果の見込み等について協議を行う。

生息環境管理その他の取組	伊勢崎市と佐波伊勢崎猟友会で捕獲業務に係る会議を開催し、被害防止技術等の意見交換を行った。	緩衝帯の重要性や鳥獣の習性、被害防止技術等について知識を共有するための会議等の機会を設ける。
--------------	---	--

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
- 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
 - 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追上げ・追払い活動等について記入する。
 - 4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

(5) 今後の取組方針

- ・伊勢崎市有害鳥獣対策協議会を中心に出没・被害状況等を情報共有し、効率的かつ有効な捕獲方法を検討する。
- ・野生鳥獣が寄り付かない環境づくりのため、農地周辺の環境整備や食物残滓の処理徹底を図る。
- ・捕獲活動におけるICT機器や電気柵の導入について、伊勢崎市と佐波伊勢崎猟友会との間で協議、検討する。

- (注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。
(ICT(情報通信技術)機器やGIS(地理情報システム)の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。)。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

佐波伊勢崎猟友会への業務委託による有害鳥獣捕獲を実施する。
ニホンジカ、イノシシ、アライグマ、ハクビシン、タヌキ、キツネは有害鳥獣捕獲業務委託において箱わな等を用いた捕獲を行い、カラス、スズメは農作物鳥害防止業務委託において銃器を使用した捕獲を行う。

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
 - 3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に

従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。その際、特定ライフル銃と特定ライフル銃以外のライフル銃を区別する必要がある場合は、そのことが分かるよう記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和6年度	ニホンジカ イノシシ	捕獲に必要な箱わな等を購入し、効率的な捕獲を行える体制を整える。また、捕獲の担い手の充足のため、呼びかけや周知等を行う。
令和7年度	アライグマ ハクビシン タヌキ	
令和8年度	キツネ カラス スズメ	

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方	
ニホンジカ	河川敷を中心に目撃情報が増加しており、生息範囲及び被害の拡大が懸念されるため、警察等関連機関と協力してわなによる捕獲活動を行う。捕獲計画数は、過去の実績と今後想定される被害を踏まえ設定する。
イノシシ	
アライグマ	市内全域で農作物被害や糞尿被害、家屋侵入等が発生し、その件数も増加傾向にある。出没数の削減を目的に、
ハクビシン	捕獲機材の充足等により捕獲体制を強化する。捕獲計画数
タヌキ	は、過去の実績と今後想定される被害（特に令和5年度の捕獲実績見込み）を踏まえ設定する。
キツネ	
カラス	稲を中心とした農作物被害が報告されているため、その防止を目的とした銃器による捕獲事業を行う。捕獲計画数
スズメ	は過去の実績と農作物被害状況等を踏まえ設定する。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ニホンジカ	10	10	10

イノシシ	10	10	10
アライグマ	505	505	505
ハクビシン	80	80	80
タヌキ	30	42	51
キツネ	10	10	10
カラス	200	200	200
スズメ	200	200	200

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容	
ニホンジカ	年間を通じて捕獲檻、くくりわなを使用した有害鳥獣捕獲を行う。捕獲場所は市内全域。近年の出没状況から、捕獲の主な場所は河川敷になることが想定される。
イノシシ	
アライグマ	
ハクビシン	
タヌキ	
キツネ	
カラス	年2回（6月、9月頃）、銃器による有害鳥獣捕獲を行う。捕獲場所は市内各地域（旧伊勢崎、赤堀、あずま、境）で農作物被害が多く発生し、かつ銃器の使用が可能な地域。（主に周辺に住宅のない水田地帯や河川敷となる予定）
スズメ	

- (注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定期、捕獲予定場所等について記入する。
 2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
銃砲刀剣類所持取締法第5条の2第4項第1号に規定するライフル銃（特定ライフル銃含む）による捕獲について、該当なし。

- (注) 1 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、対象獣種、捕獲の実施予定期、捕獲予定場所等について記入する。
 2 特定ライフル銃と特定ライフル銃以外のライフル銃を区別する必要がある場合は、そのことが分かるように記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
市内全域	地方自治法第252条の17の2第1項及び群馬県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例第2条第1項に基づき、県から捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣については、移譲済み。

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）第4条第3項）。
- 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
—	—	—	—

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
- 2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
—	—	—	—

- (注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和6年度	ニホンジカ イノシシ アライグマ	伊勢崎市と佐波伊勢崎猟友会で捕獲業務に係る会議を開催する中で、緩衝帯設置や鳥獣の習性、被害防止技術等について知識を共有するための積極的な意見交換を行う。
令和7年度	ハクビシン タヌキ	

令和8年度	キツネ カラス スズメ	
-------	-------------------	--

(注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

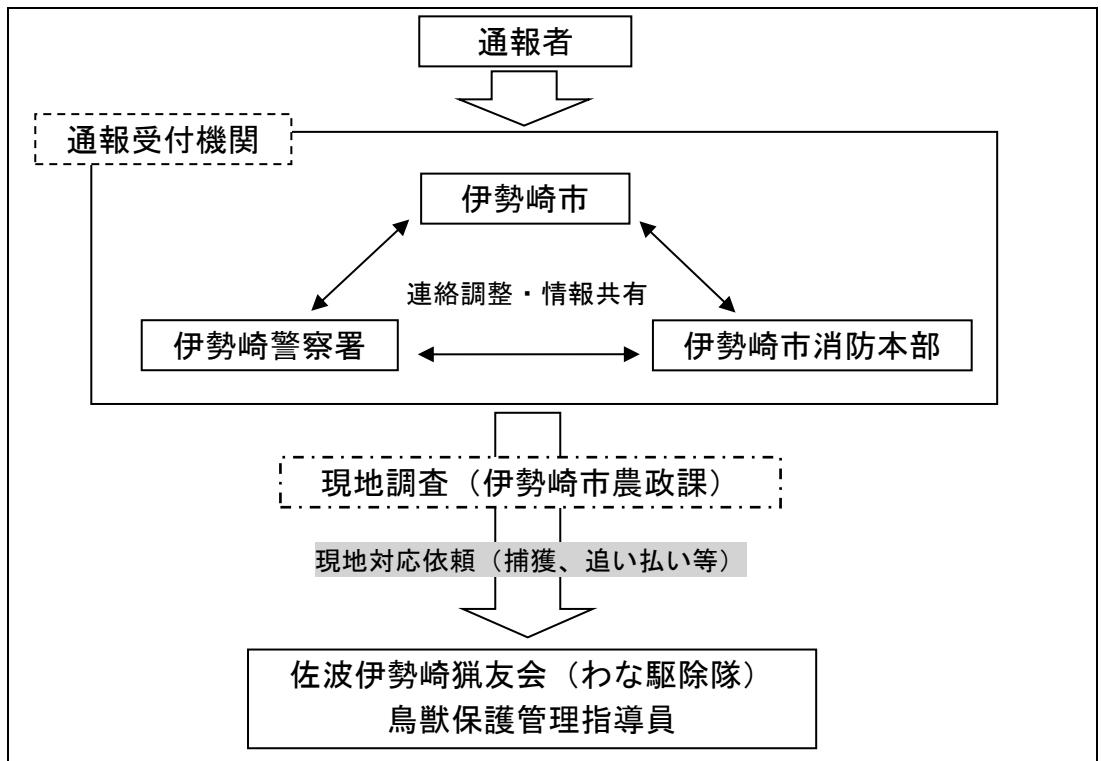
(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
伊勢崎市農政部農政課	出没の現地確認、情報収集、連絡調整、住民への周知、捕獲隊による捕獲の補助
伊勢崎市消防本部	けが人の救護、住民の避難誘導、安全管理
伊勢崎警察署	出没の現地確認、住民の避難誘導、交通整理、安全管理
佐波伊勢崎獣友会 (わな駆除隊)	捕獲の実施、捕獲方法の検討、追い払い等
鳥獣保護管理指導員	地域巡回、情報提供、捕獲方法の助言・指導

(注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、獣友会等の名称を記入する。

- 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

伊勢崎市清掃リサイクルセンター21（柴町954）へ持ち込み埋却処分を行う。

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	利用実績及び予定なし (放射性物質による出荷制限措置の影響で、食肉としての利用は困難である。)
ペットフード	利用実績及び予定なし
皮革	利用実績及び予定なし
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	利用実績及び予定なし

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の取組

処理加工施設の整備等の予定はない。

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

取組予定なし

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	伊勢崎市有害鳥獣対策協議会
構成機関の名称	役割
伊勢崎市農政部農政課	事務局、出没の現地確認、情報収集、連絡調整、住民への周知、捕獲隊による捕獲の補助
伊勢崎市建設部住宅課	空き家の情報収集及び共有
伊勢崎市消防本部	けが人の救護、住民の避難誘導、安全管理
伊勢崎警察署	出没の現地確認、住民の避難誘導、交通整理、安全管理
伊勢崎地域農業課	農業被害調査
佐波伊勢崎猟友会（わな駆除隊）	捕獲の実施、捕獲方法の検討、追い払い等
鳥獣保護管理指導員	地域巡回、情報提供、捕獲方法の助言・指導
J A 佐波伊勢崎営農販売事業部	農業被害調査、農業者への周知
群馬県農業共済組合中央支所	農業被害調査

(注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
群馬県農政部蚕糸特産課	県内の対策情報提供及び協議指導
群馬県鳥獣被害対策支援センター	技術供与と支援、情報共有等

(注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

設置予定なし

- (注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定期限等について記入する。
- 2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

国や県が実施する被害防止施策に係る講習会等へ積極的に参加（または周囲へ参加を呼びかけ）し、協議会や捕獲隊へのフィードバックを行う。

- (注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項（地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。）について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

近隣の市町村と連携し、有害鳥獣の出没状況や移動経路の把握に努め鳥獣被害対策の基礎資料とする。

- (注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。